



宮 崎 県 公 報

平成21年3月31日(火曜日)号外 第18号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定の一部変更……(環境管理課) 1
- 振動規制法に基づく振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定の一部変更……(“) 1
- 悪臭物質の規制地域の指定及び悪臭物質の規制基準の設定の一部変更……(“) 1
- 宮崎県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部

頁

- を改正する告示……(山村・材振興課) 1
- 指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の発生(水産政策課) 4
- 指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅(“) 4
- 宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示……(管理課) 4
- 道路の区域の変更(4件)……(道路保全課) 5
- 道路の供用の開始(5件)……(“) 6
- 都市計画事業の変更の認可(2件)……(公園下水道課) 7

公 告

- 飼料の検査結果の概要の報告……(畜産課) 7
- 公安委員会規則**
- 宮崎県警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則…… 7

告 示

宮崎県告示第 263号

騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定(昭和47年宮崎県告示第 644号)の一部を次のように変更し、公表の日から施行する。

平成21年3月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

西都市及び国富町に係る別添図面を次のとおり変更する。

(「次のとおり」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課及び関係の保健所並びに西都市役所及び国富町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 264号

振動規制法に基づく振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定(平成4年宮崎県告示第 4

宮崎県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成21年3月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示第 266号

宮崎県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

宮崎県林業・木材産業改善資金貸付規程(平成16年宮崎県告示第 570号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規程は、林業・木材産業改善資金助成法(昭和51年法律第42号。以下「法」という。)、林業・木材産業改善資金助成法施行令(昭和51年政令第131号)及び林業・木材産業改善資金助成法施行規則(平成15年農林水産省令第55号)に定めるもの	第1条 この規程は、林業・木材産業改善資金助成法(昭和51年法律第42号。以下「法」という。)、林業・木材産業改善資金助成法施行令(昭和51年政令第131号)及び林業・木材産業改善資金助成法施行規則(平成15年農林水産省令第55号)並びに中小企業

ほか、林業・木材産業改善資金の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(5) [略]

(貸付事業)

第 3 条 県は、予算の範囲内において、次に掲げる事業を行う。

(1) [略]

(2) 林業従事者等に対する林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を行う融資機関に対する当該業務に必要な資金（以下「県貸付金」という。）の貸付けの事業

(貸付限度額、償還期間等)

第 4 条 [略]

2 貸付金の償還期間は、10年（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第3条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第2項第3号の措置を実施するのに必要な林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号）第7条第1項に規定する資金を借り入れる場合は12年、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の認定を受けた事業主が当該認定に係る計画に従って同項に規定する改善措置を実施するのに必要な林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成8年政令第153号）第3条第1項に規定する資金を借り入れる場合は15年、機械又は施設を購入するための資金を借り入れる場合は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数）以内（3年以内の据置期間を含む。）とする。

者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成20年政令第234号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成20年農林水産省第48号）に定めるもののほか、林業・木材産業改善資金の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(5) 中小企業者 農商工等連携促進法第2条第1項各号に規定する者をいう。

(6) 認定中小企業者 農商工等連携促進法第11条第1項に規定する認定中小企業者をいう。

(7) [略]

(貸付事業)

第 3 条 県は、予算の範囲内において、次に掲げる事業を行う。

(1) [略]

(2) 認定中小企業者に対する林業・木材産業改善資金の貸付けの事業

(3) 林業従事者等及び認定中小企業者に対する林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を行う融資機関に対する当該業務に必要な資金（以下「県貸付金」という。）の貸付けの事業

(貸付限度額、償還期間等)

第 4 条 [略]

2 貸付金の償還期間（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は次の表のとおりとする。ただし、機械又は施設を購入するための資金を借り入れる場合の償還期間及び据置期間は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数以内とする。

貸付内容	償還期間	据置期間
1 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第3条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第2項第3号の措置を実施するのに必要な林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号）第7条第1項に規定する資金を借り入れる場合	12年以内	3年以内
2 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の認定を受けた事業主が当該認定に係る計画に従って同項に規定する改善措置を実施するのに必要な林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成8年政令第153号）第3条第1項に規定する資金を借り入れる場合	15年以内	3年以内
3 農商工等連携促進法第4条第1項	12年以内	5年以内

<p>3 [略] (貸付資格)</p> <p>第5条 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けることができる資格(以下「貸付資格」という。)を有するものは、次に掲げるものとする。 (1)～(4) [略]</p> <p>2 [略] (担保又は連帯保証人)</p> <p>第8条 貸付申請者は、法第6条の規定により、担保を提供し、又は連帯保証人(貸付申請者が林業従事者等の組織する団体である場合には、原則としてその構成員のうち当該貸付によって受益する者(その者が特定されない場合にあっては、当該団体の役員))を立てなければならない。</p> <p>2・3 [略] (事業の完了、事業実施報告書等)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の場合において、借受者が法人格のない団体であるときは、事業実施報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印しなければならない。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>別記 様式第1号(第6条関係) [略]</p> <p>3 林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な資金の額及び調達方法 [略] (注) 1～4 [略]</p>	<table border="1" data-bbox="849 174 1452 748"> <tr> <td data-bbox="849 174 1235 389"> <p>の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って農工商等連携促進法第8条第1項の認定農工商等連携事業を実施するのに必要な農工商等連携促進法第12条第2項に規定する資金を借り入れる場合</p> </td> <td data-bbox="1235 174 1343 389"></td> <td data-bbox="1343 174 1452 389"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="849 389 1235 676"> <p>4 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号)第4条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って同法第2条第3項第2号イの措置を実施するのに必要な同法第9条に規定する資金を借り入れる場合</p> </td> <td data-bbox="1235 389 1343 676">12年以内</td> <td data-bbox="1343 389 1452 676">3年以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="849 676 1235 748"> <p>5 1から4までに掲げる貸付内容以外の場合</p> </td> <td data-bbox="1235 676 1343 748">10年以内</td> <td data-bbox="1343 676 1452 748">3年以内</td> </tr> </table> <p>3 [略] (貸付資格)</p> <p>第5条 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けることができる資格(以下「貸付資格」という。)を有するものは、次に掲げるものとする。 (1)～(4) [略] (5) <u>認定中小企業者(農工商等連携促進法第4条第2項第2号ロに規定する措置(以下「支援措置」という。)を行う者及び事業協同組合等の中小企業者の組織する団体であって当該団体の直接又は間接の構成員である中小企業者が農工商等連携促進法第4条第1項の農工商等連携事業として連携先の林業従事者等に対する支援措置を行うものに限る。)</u></p> <p>2 [略] (担保又は連帯保証人)</p> <p>第8条 貸付申請者は、法第6条の規定により、担保を提供し、又は連帯保証人(貸付申請者が林業従事者等又は<u>認定中小企業者の組織する団体</u>である場合には、原則としてその構成員のうち当該貸付によって受益する者(その者が特定されない場合にあっては、当該団体の役員))を立てなければならない。</p> <p>2・3 [略] (事業の完了、事業実施報告書等)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の場合において、借受者が法人格のない団体又は<u>中小企業者が組織する団体</u>であるときは、事業実施報告書に<u>それぞれ個人別内訳又は中小企業者別内訳</u>を明記し、各人又は各中小企業者の確認印を押印しなければならない。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>別記 様式第1号(第6条関係) [略]</p> <p>3 林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な資金の額及び調達方法 [略] (注) 1～4 [略]</p> <p>5 <u>中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第12条第2項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項に規定する農工商等連</u></p>	<p>の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って農工商等連携促進法第8条第1項の認定農工商等連携事業を実施するのに必要な農工商等連携促進法第12条第2項に規定する資金を借り入れる場合</p>			<p>4 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号)第4条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って同法第2条第3項第2号イの措置を実施するのに必要な同法第9条に規定する資金を借り入れる場合</p>	12年以内	3年以内	<p>5 1から4までに掲げる貸付内容以外の場合</p>	10年以内	3年以内
<p>の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って農工商等連携促進法第8条第1項の認定農工商等連携事業を実施するのに必要な農工商等連携促進法第12条第2項に規定する資金を借り入れる場合</p>										
<p>4 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号)第4条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って同法第2条第3項第2号イの措置を実施するのに必要な同法第9条に規定する資金を借り入れる場合</p>	12年以内	3年以内								
<p>5 1から4までに掲げる貸付内容以外の場合</p>	10年以内	3年以内								

様式第 5 号 (第 7 条関係)

[略]

(裏 面)

林業・木材産業改善資金借用証書特約条項

[略]

第 3 条 乙は、事業の完了後20日以内に甲に対し林業・木材産業改善資金事業実施報告書を提出するものとする。この場合において、乙が団体であるとき(法人格のないものに限る。)は、当該事業実施報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印するものとする。

[略]

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県告示第 267号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号。以下「法」という。)第 112条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、法第 112条第 1 項の規定による同意があったと認めた。
なお、同項の規定による保険に付する義務は、平成21年 3 月31日に発生する。

平成21年 3 月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮野浦加入区 市振加入区 古江加入区 島浦町加入区 浦城加入区 延岡加入区 土々呂加入区 庵川加入区 門川加入区 富島加入区 日向加入区 都農町加入区 川南町加入区 富田加入区 宮崎加入区 青島加入区 内海加入区 鶴戸加入区 油津加入区 大堂津加入区 南郷加入区 栄松加入区 外浦加入区 市木加入区 都井加入区 立宇津加入区 本城加入区 金谷加入区 串間加入区

宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示をここに公表する。

平成21年 3 月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示 269号

宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示

宮崎県工事請負契約約款(平成 8 年宮崎県告示第515号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(前金払) 第34条 [略] 2～7 [略] 8 甲は、乙が第 6 項に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年 <u>3.7</u> パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、 ^{じゅう} 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。 (履行遅滞の場合における損害金等)	(前金払) 第34条 [略] 2～7 [略] 8 甲は、乙が第 6 項に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年 <u>3.6</u> パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、 ^{じゅう} 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。 (履行遅滞の場合における損害金等)

携事業計画の認定書の写しを添付すること。

6 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第 9 条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第 4 条第 1 項に規定する生産製造連携事業計画の認定書の写しを添付すること。

様式第 5 号 (第 7 条関係)

[略]

(裏 面)

林業・木材産業改善資金借用証書特約条項

[略]

第 3 条 乙は、事業の完了後20日以内に甲に対し林業・木材産業改善資金事業実施報告書を提出するものとする。この場合において、乙が法人格のない団体又は中小企業者が組織する団体である場合は、当該事業実施報告書にそれぞれ個人別内訳又は中小企業者別内訳を明記し、各人又は各中小企業者の確認印を押印するものとする。

[略]

区

宮崎県告示第 268号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第 113条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、次の加入区について、平成17年宮崎県告示第 2 10号による保険に付すべき義務は、平成21年 3 月30日限り消滅した。

平成21年 3 月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮野浦加入区 市振加入区 古江加入区 島浦町加入区 浦城加入区 延岡加入区 土々呂加入区 庵川加入区 門川加入区 富島加入区 日向加入区 都農町加入区 川南町加入区 富田加入区 宮崎加入区 青島加入区 内海加入区 鶴戸加入区 油津加入区 大堂津加入区 南郷加入区 栄松加入区 外浦加入区 市木加入区 都井加入区 立宇津加入区 本城加入区 金谷加入区 串間加入区

第45条 [略]
 2 [略]
 3 甲の責めに帰すべき事由により、第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.7パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。
 (解除に伴う措置)
 第49条 [略]
 2 [略]
 3 第1項の場合において、第34条(第40条において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第46条又は第46条の2の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.7パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額の利息を付した額を、解除が第47条又は前条の規定によるときにあっては、その余剰額を甲に返還しなければならない。
 4～8 [略]

第45条 [略]
 2 [略]
 3 甲の責めに帰すべき事由により、第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.6パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。
 (解除に伴う措置)
 第49条 [略]
 2 [略]
 3 第1項の場合において、第34条(第40条において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第46条又は第46条の2の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.6パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額の利息を付した額を、解除が第47条又は前条の規定によるときにあっては、その余剰額を甲に返還しなければならない。
 4～8 [略]

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

宮崎県告示第 270号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年3月31日から平成21年4月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
104	県道	霧島公園小林線	小林市大字細野字竹山5141番4地先から同市同大字同字5138番1地先まで	旧	9.0 ～ 22.0	113.0
				新	11.8 ～ 22.5	113.0

宮崎県告示第 271号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年3月31日から平成21年4月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
338	県道	大久保木崎線	宮崎市大字熊野字下原6078番1地先から同市同大字同字6087番地先まで	旧	7.8 ～ 15.4	55.0
				新	15.0 ～ 15.7	55.0

宮崎県告示第 272号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年3月31日から平成21年4月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
375	県道	学園木花台本郷北方線	宮崎市大字熊野字坂元6488番1地先から同市	旧	15.9 ～ 32.9	317.0
				新	15.9 ～	317.0

			同大字字下 原6085番3 地先まで		51.1	
--	--	--	--------------------------	--	------	--

宮崎県告示第 273号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年 3 月31日から平成21年 4 月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
440	県道	高畑山 本城線	串間市大字 本城字別府 下2477番乙 地先から同 市同大字字 川畑1373番 地先まで	旧	5.0 ～ 17.0	1471.0
				新	7.4 ～ 60.0	

宮崎県告示第 274号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成21年 3 月31日から平成21年 4 月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
45	県道	御池都 城線	都城市志比 田町4618番 5 地先から 同市同町46 09番 7 地先 まで	平成21年 3 月31日

宮崎県告示第 275号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成21年 3 月31日から平成21年 4 月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
104	県道	霧島公 園小林 線	小林市大字 細野字竹山 5141番 4 地 先から同市 同大字同字 5138番 1 地 先まで	平成21年 3 月31日

宮崎県告示第 276号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成21年 3 月31日から平成21年 4 月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
338	県道	大久保 木崎線	宮崎市大字 熊野字下原 6078番 1 地 先から同市 同大字同字 6087番地先 まで	平成21年 3 月31日

宮崎県告示第 277号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成21年 3 月31日から平成21年 4 月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
375	県道	学園木 花台本 郷北方 線	宮崎市大字 熊野字坂元 6488番 1 地 先から同市 同大字字下 原6085番 3 地先まで	平成21年 3 月31日

宮崎県告示第 278号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成21年 3 月31日から平成21年 4 月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
440	県道	高畑山本城線	串間市大字本城字別府下2477番乙地先から同市同大字字川畑1373番地先まで	平成21年 3 月31日

宮崎県告示第 279号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により、平成18年宮崎県告示第25号による綾都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成21年 3 月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 施行者の名称
綾町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
綾都市計画下水道事業 綾公共下水道
- 3 事業施行期間
平成13年 6 月 7 日から平成26年 3 月31日まで
- 4 事業地

(1) 平成21年 1 月に検査を行ったもの

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験結果の概要										違反の内容
				水分 (%)	粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	りん (%)	TD N (%)	ME (kcal/kg)	その他の分析項目	
(株)ヨフルトフィード 都城工場 都城市上水流町	同左	ヨフルトα	平成21年 1 月	69.3	5.4	1.2	3.2	2.3	0.15	0.27				
霧島リサイクル協同組合 都城市志比田町	同左	焼酎粕濃縮液	平成21年 1 月	49.3	10.7		0.0	6.5	0.03	0.46				

注 1 試験結果の概要の欄には、試験した検査項目ごとにその分析結果を記載してある。

2 試験結果の概要の欄の略号は、次のとおりである。TDN：可消化養分総量、ME：代謝エネルギー。

3 対象飼料は、成分値の表示記載なし。

公安委員会規則

宮崎県警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月31日

宮崎県公安委員会委員長 田 代 知 代

宮崎県公安委員会規則第 6 号

宮崎県警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし

宮崎県告示第 280号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により、平成18年宮崎県告示第 760号による宮崎都市計画墓園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成21年 3 月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 施行者の名称
宮崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
宮崎広域都市計画墓園事業 4 号宮崎南部公園墓地
- 3 事業施行期間
平成18年12月11日から平成22年 3 月31日まで
- 4 事業地
収用の部分 宮崎市大字郡司分字池田、字下境田、字口ノ坪、字下田ヶ迫、字松葉迫及び大字本郷北方字境田地内
使用の部分 なし

公 告

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第 7 項の規定により、検査した収去飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成21年 3 月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 安全性に関する検査
該当なし
- 2 栄養成分に関する検査

宮崎県警察職員の定員の配分に関する規則（昭和37年宮崎県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表		別表（第2条関係）	
職	定員	職	定員
事務職員	<u>233</u>	事務職員	<u>266</u>
技術職員	42	技術職員	42
その他職員	<u>46</u>	その他職員	<u>13</u>
計	321	計	321

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。